

豪州における新型コロナウイルス対策の概要（5月27日現在）

豪州政府は、新型コロナウイルスの感染拡大に対処するため、本年3月15日に豪州史上初めて国家内閣（National Cabinet）（連邦首相と各州首相・地域首席大臣の合議体）を立ち上げ、連邦政府と各州・地域政府が一体となって各種の措置を実施してきました。

国内における感染状況の改善や、検査、感染者追跡及び医療システムの対応能力等を踏まえ、5月8日、連邦政府は、国家内閣での合意として、本年7月に新型コロナウイルスに対して安全な豪州を実現するとの目標に向けて、これまでの制限措置を三段階で緩和していく「[新型コロナウイルスに対して安全な豪州のためのロードマップ](#)」を発表しました。各地域の状況に鑑み、各州・準州が具体的な措置を決定します。在留邦人・渡航邦人の皆様におかれでは、[連邦政府や各州政府等の最新情報に注意して、有効な制限措置に従うとともに、引き続き感染予防や拡大防止に努めてください。](#)

また、[世界の多くの国が国境閉鎖や旅行制限を導入しており、豪州政府も近い将来に海外渡航が可能となる見通しはない](#)と示しています。こうした中、国際線フライトが大幅に減便・運休されていますので、一時的に滞在中の方や、日本に早期帰国の必要がある方等は、[フライト情報をこまめに確認し、早めの帰国をご検討ください](#)。日本政府は、4月3日午前0時から、14日以内に豪州に滞在歴のある日本人を含む全ての入国者をPCR検査と14日間の隔離の対象とする措置を実施しています。

最新情報を発信するために[大使館ではツイッターを運用](#)していますので、ご関心のある方はご参考下さい。各州・地域政府等の最新情報については、管轄の大使館や総領事館から別途情報提供致します。

1 全般

（1）豪州では、豪州人（永住者含む）以外の入国禁止や豪州人の出国禁止などの渡航制限、州境制限、集会・営業に関する制限、社会的な距離をとる措置、自己隔離措置、経済対策などの様々な対策を連邦及び州政府が実施してきました。[5月8日の「ロードマップ」の発表を踏まえ、各州・準州政府が、各地の状況に応じて、集会・営業に関する制限、社会的な距離等について具体的な措置を決定しますので、詳細は、各州・準州のウェブサイトを確認してください。](#)

（2）こうした措置に加え、[1.5mの物理的距離をとること、適切な衛生管理措置（手洗いや咳エチケット）をとること、病気の場合は自宅で待機すること、COVIDSafeアプリをダウンロードすること](#)は、引き続き各人の役割として求められています。また、必要な場合には自己隔離を実施しなければなりません。

2 新型コロナウイルスへの感染又はその疑いがある場合の対応

（1）新型コロナウイルスに感染した場合、熱、咳、喉の痛み、倦怠感、息苦しさといった症状が現れます。特に過去14日以内に感染者と接触した場合や豪州に入国した場合を含め、新型コロナウイルスの症状が見られる場合には、事前に電話した上で、医師の診療を受けるか、[呼吸器系の診療所](#)での診療を受けてください。呼吸困難などの重い症状が見られる場合には、「000」に電話し、緊急の医療支援を受けて下さい。疑わしい症状がある場合、連邦政府ウェブサイトの症状チ

エックもご活用下さい。

(2) ご心配な方は、豪州政府の全国コロナウイルス・ホットライン「1800-020-080」(24時間対応)に電話し、相談して下さい(通訳サービスが必要な場合は「131 450」に電話して下さい)。各州のホットラインの連絡先は後述の【関連ウェブサイト・連絡先】を参照してください(各州・地域の保健当局の連絡先は[こちら](#))。

(3) 詳細は、連邦保健省ウェブサイトの[新型コロナウイルス特設ページ](#)を参照してください。主要ページについて当館作成の和訳概要は後述の【関連ウェブサイト・連絡先】に掲載しています。

3 集会、営業、移動等に関する制限

(1) 「基本的な制限 (baseline restriction)」

本年3月以降の累次にわたる国家内閣の合意を踏まえ、食料品等の必需品の買い物、医師の診察や人道上の理由がある場合等を除く自宅待機が強く求められるとともに、公共交通機関、スーパー、薬局、医療機関等の必要不可欠な活動に係る施設を除き、主に以下の制限措置が発表されました。

- 屋外・屋内含め、家族以外との集会は2人に制限(葬儀は10人、結婚式は5人まで)(3月29日発表)。
- レストラン・カフェ(持ち帰りを除く)、ジム、パブ、映画館、劇場、遊園地、娯楽施設、美容サービス施設、美術館、博物館、図書館等の社会的な集会に係る場所を制限(3月22日発表、3月24日追加発表)
- プレイグラウンド、スケートボード場等の屋外施設の閉鎖(3月29日発表)

こうした制限措置は、各州・準州の法令等を通じて実施されています。最近では、地域におけるコロナウイルスの感染状況に鑑み、一部の州・準州は、制限措置の部分的な緩和を開始しています。

(2) 「新型コロナウイルスに対して安全な豪州のためのロードマップ」(5月8日発表)

5月8日、国家内閣の合意を受けて、連邦政府は、これまでの基本的な制限を三段階で緩和していく「[新型コロナウイルスに対して安全な豪州のためのロードマップ](#)」を発表しました。国家内閣は3週間毎に進捗状況をレビューします。各地の状況に鑑み、各州・準州が具体的な措置を決定しますので、詳細は各州・準州のウェブサイト等で確認してください。

ステップ1 (新型コロナウイルスに対して安全な再開)	ステップ2 (ほとんどのビジネスの再開)	ステップ3 (全ての豪州人の職場復帰)
1.5mの物理的距離、衛生管理措置(手洗い、咳エチケット)、病気の場合の自宅待機、COVIDSafeアプリ		
<ul style="list-style-type: none">➢ 5人までの自宅への来客、10人までの職場・公共の場での集会➢ 在宅勤務の推奨➢ レストラン・カフェ、買い物の再開➢ 図書館、コミュニティ・センター、プレイグラウンド、ブート・キャンプの再開➢ 近郊への旅行	<ul style="list-style-type: none">➢ 自宅、職場及び公共の場での20人までの集会➢ 在宅勤務の推奨➢ ジム、美容サロン、映画館、美術館、アミューズメント・パークの再開➢ キャラバン・パーク、キャンプ場➢ 一部の州外への旅行	<ul style="list-style-type: none">➢ 100人までの集会➢ 職場への復帰➢ ナイトクラブ、フードコート、サウナの再開➢ 全ての州外への旅行➢ NZや太平洋島嶼国への旅行、留学生の渡航の検討

＜各州・準州のウェブサイト＞

- [首都特別地域 COVID-19 サイト](#)
- [ニューサウスウェールズ州 COVID-19 サイト](#)
- [北部準州 COVID-19 site](#)
- [クイーンズランド州 COVID-19 サイト](#)
- [南豪州 COVID-19 サイト](#)
- [タスマニア州 COVID-19 サイト](#)
- [ビクトリア州 COVID-19 サイト](#)
- [西豪州 COVID-19 サイト](#)

(3) 国内の移動に関する制限

連邦は遠隔地の先住民地域への立ち入り制限を発表し、州は州境閉鎖 (QLD, WA), 入州の条件として 14 日間の自己隔離又は強制隔離の義務付け (SA, TAS, NT), 州内移動の制限 (WA) など独自の規制を行っていますので、州を越えて移動する場合には各州政府のウェブサイト ([NSW](#), [VIC](#), [SA](#), [QLD](#), [TAS](#), [WA](#), [NT](#), [ACT](#)) で最新情報の入手に努めて下さい。

4 海外渡航に関する制限（連邦内務省の日本語版資料もご参照下さい）

(1) 豪州人や永住者以外の全ての渡航者の入国禁止

3月20日21時から、豪州人と永住者、その配偶者、法定後見人及び扶養者を含む直近の家族以外の者を適用除外として、豪州への入国禁止措置がとられています。渡航制限の対象者について、人道上 (compassionate) の理由又はやむを得ない理由 (compelling reason) により緊急に豪州に渡航する理由がある者や、海外から豪州に渡航して第三国に向かうため豪州国内の空港で国際線にトランジットする外国人であって特別な理由がある者等は、適用除外が認められる場合があります。適用除外の申請は、[連邦内務省のオンライン・フォーム](#)で手続を行って下さい（トランジットの際に到着空港の外に出ない場合、本申請は不要ですが、8時間以上の乗継時間がある場合にはトランジット・ビザの取得が必要です。）。

(2) 海外からの全ての渡航者を対象とする 14 日間の自己隔離措置

海外から豪州への全ての渡航者については、3月15日深夜23時59分から14日間の自己隔離措置が義務付けられています。3月28日深夜23時59分から到着空港の所在地にある指定された宿泊施設での強制的な自己隔離が義務付けられました。自己隔離措置の違反者は、各州法等により罰せられます。

(3) 豪州人の海外渡航禁止

3月25日12時から、法令に基づき、豪州人及び永住者について海外渡航禁止（海外居住者等一部例外を除く）措置がとられています（適用除外の申請する必要がある方は、[連邦内務省のオンライン・フォーム](#)で手続を行って下さい）。

5 一時滞在ビザに関する情報

ビザが失効した場合又は間もなく失効する場合や、今後6か月の間自立して生活できない一時滞在ビザ保有者は、可能な限り速やかに自国に帰ることが奨励されています。その一方で、豪州

を離れることができない場合には、ブリッジング・ビザを申請する必要があります。ビザの資格について相談がある場合は、豪連邦内務省のビザ資格解決サービス (Status Resolution Service (SRS))（電話番号：131-881, 9-17 時（土日祝除く））による支援が受けられます。詳細は連邦内務省ウェブサイトのビザ関連ページ（「よくある質問」の当館作成和訳）を参照して下さい。

6 その他

（1）居住用賃貸借に係る立ち退き制限

コロナウイルスの影響を受けたために家賃等の支払い義務を果たせない経済的困窮者の居住用賃借について、今後 6 カ月間にわたる立ち退きの猶予（moratorium on evictions）が合意されています。各州が詳細を取り決めますので、各州の最新情報の入手に努めて下さい。

（2）詐欺に関する注意

最近警察から、コロナウイルスの感染拡大を受けて、WHOを謳ったフィッシング詐欺、ウイルス治療薬を謳ったオンライン・ショッピング詐欺、製薬会社への投資を促す投資詐欺など、関連する詐欺が横行しているとの警告がなされていますので、ご注意下さい。

【関連ウェブサイト・連絡先】

1 連邦

（1）連邦政府

- 連邦政府の新型コロナウイルス対策特設ページ（英語）
- コロナウイルス情報アプリ（[Apple App Store](#), [Google Play](#)）, [WhatsApp チャンネル](#)
- コロナウイルス感染者との濃厚接触追跡アプリ（[Apple App Store](#), [Google Play](#)）
- 全国コロナウイルス・ホットライン（医療面に関する相談がある場合）：1800-020-080（24 時間対応）（通訳サービス：131 450）
- 連邦政府が日本語に翻訳している資料（教育, 雇用, コミュニティ関連）（連邦内務省ウェブサイト上で掲載）

（2）連邦保健省

- 新型コロナウイルス対策に関する特設ページ
 - ・豪州における感染状況（英語）
 - ・知っておくべきこと（[英語](#)）（[日本語概要](#)）（5月27日更新）
 - ・よくある質問（[英語](#)）（[日本語概要](#)）（4月29日更新）
 - ・物理的距離をとる措置（[英語](#)）（[日本語概要](#)）（5月14日更新）
 - ・公共の場での集会制限（[英語](#)）（[日本語概要](#)）（5月18日更新）
 - ・海外から豪州への渡航者のための情報（[英語](#)）（[日本語概要](#)）（3月31日更新）

（3）連邦内務省

- ビザ関連情報のページ（英語）（当館作成「よくある質問」の和訳概要）
- ビザ資格解決サービス (Status Resolution Service (SRS))：131-881（9-17 時（土日祝除く））

(4) その他

- オーストラリア政府観光局：[新型コロナウイルスに関する情報（日本語）](#)
- [スキャム・ウォッч](#)（新型コロナウイルス関連詐欺を含む最新手口の紹介）
- [オーストラリア・サイバー・セキュリティ・センター](#)（新型コロナウイルス関連詐欺を含むサイバー・スペース上での手口紹介・被害報告）

2 各州政府

- 緊急時：000（全国共通）

(1) ニューサウスウェールズ州

- [新型コロナウイルス対策に関する特設ページ](#)（州政府ウェブサイト）
- [NSW州における新型コロナウイルス対策の概要](#)（在シドニー総領事館ウェブサイト）
- 全国コロナウイルス・ホットライン（医療面に関する相談がある場合）：1800 020 080
- 州コロナウイルス関連一般ホットライン（医療分野以外）：13 77 88
- [旅行規制に関する情報](#)（州政府ウェブサイト）

(2) ビクトリア州

- [新型コロナウイルス対策に関する特設ページ](#)（州政府ウェブサイト）
- [新型コロナウイルス対策に関する特設ページ](#)（州保健省ウェブサイト）
- 州コロナウイルス・ホットライン（コロナウイルス感染の疑いがある場合）：1800 675 398（24時間対応）

(3) 南豪州

- [新型コロナウイルス対策に関する特設ページ](#)（州政府ウェブサイト）
- 州インフォメーション・ライン（全般）：1800 253 787（毎日8時～20時）
- [関係連絡先一覧](#)（州政府ウェブサイト）
- [州境規制に関する情報](#)（州政府ウェブサイト）

(4) クイーンズランド州

- [新型コロナウイルス対策に関する特設ページ](#)（州政府ウェブサイト）
- 州ホットライン（急ぎの対応が必要な場合）：13 74 68（翻訳・通訳サービスが必要な場合は、その旨お伝えください。）
- 州保健省窓口（13HEALTH）（24時間対応）：13 43 25 84
- [州境規制に関する情報](#)（州政府ウェブサイト）

(5) タスマニア州

- [新型コロナウイルス対策に関する州特設ページ](#)（州政府ウェブサイト）
- 州公衆衛生ホットライン：1800 671 738
- [州境規制に関する情報](#)（州政府ウェブサイト）

(6) 西豪州

- [新型コロナウイルス対策に関する州特設ページ](#) (州政府ウェブサイト)
- 全国コロナウイルス・ホットライン (医療面に関する相談がある場合) : 1800 020 080
- 州ホットライン (13 COVID) : 132 68 43
- [州境規制に関する情報](#) (州政府ウェブサイト)

(7) 北部準州

- [新型コロナウイルス対策に関する州特設ページ](#) (準州政府ウェブサイト)
- [3段階の規制緩和策「ニュー・ノーマルへのロードマップ」](#) (準州政府ウェブサイト)
- [北部準州における新型コロナウイルス対策の概要](#) (在シドニー総領事館ウェブサイト)
- 全国コロナウイルス・ホットライン (医療面に関する相談がある場合) : 1800 020 080
- [州境規制に関する情報](#) (準州政府ウェブサイト)

(8) 首都特別地域

- [新型コロナウイルス対策に関する地域特設ページ](#) (地域政府ウェブサイト)
- 地域コロナウイルス・ヘルpline (全般) : 02-6207-7244 (毎日 8 時~20 時)

3 日本国政府・機関

- [新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～](#)
(首相官邸)
- [新型コロナウイルスお役立ち情報](#) (首相官邸)
- [海外安全ホームページ](#) (外務省)
- [新型コロナウイルス感染症について](#) (厚生労働省)
 - ・ [新型コロナウイルスに関するQ&A \(一般の方向け\)](#)
 - ・ [水際対策の抜本的強化について \(新型コロナウイルス感染症\)](#)
 - ・ [水際対策の抜本的強化に関するQ&A](#)
 - ・ [帰国されたお客様へ](#)
 - ・ 厚生労働省電話相談窓口 (検疫の強化)
 - ー 日本国から通話 : 0120-565-653 (フリーダイヤル)
 - ー 国外からの通話 : +81-3-3595-2176 (日本語, 英語, 中国語, 韓国語に対応)
 - ・ [新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター](#)
- [海外からの入国に関する情報等](#) (法務省)
- [世界各国に留学中の日本人学生の皆さんへ](#) (文部科学省)
- [海外に派遣中・派遣予定であった日本人学生の皆さんへの奨学金の取扱いについて](#) (文部科学省)
- [アジアにおける新型コロナウイルス対応状況](#) (JETRO)

(了)